



第298回 労務部門会セミナー

日時 平成27年10月2日(金) 14:00~16:00

会場 浪速区/ORA大会議室

「マイナンバー制度、企業はここに注意せよ」

今回の労務部門会セミナーでは、2016年1月に運用が開始されるマイナンバー制度に関し、特定社会保険労務士の平野功氏を講師に迎え、マイナンバー制度の開始における企業の注意点や課題、対策などに関する広義の講演が行われました。

講師

NYKオフィス
社会保険労務士法人
特定社会保険労務士
平野 功 氏



Pick UP

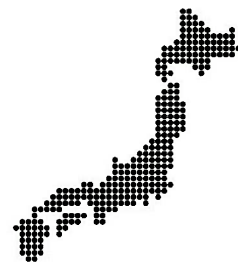
- 1 マイナンバー制度の**実務対応**
- 2 マイナンバー**収集方法**と**管理体制の構築**
- 3 **パートアルバイト、外国人の取り扱い**
- 4 **社会保険加入者の拡大に伴うマイナンバー管理**

1 マイナンバー制度の実務対応

2016年1月にいよいよスタートするマイナンバー制度。

この制度の導入によって、
行政機関同士の情報連携が可能になり、
「ワンストップサービス」
「添付書類の簡素化」
を実現することが可能。

国および地方の業務効率化によって3,000億円の
削減効果があるといわれています。



削減効果は
3000億円!?

マイナンバーを企業が取り扱う際の注意点としては、

「取得」の際に利用目的を明示すること、
「利用・提供」の際に制限を遵守すること、
「保管・廃棄」の際に、必要がなくなったら速やかに廃棄すること、
「安全管理措置」として組織的、人的、物理的に完全管理を行うこと、

などが挙げられます。

2 マイナンバー収集方法と管理体制の構築

企業が行うマイナンバーの収集に際し、

- 「番号収集に手間がかかる」、
- 「拠点ごとの運用にバラつきが生じる」、
- 「店長以下全員がアルバイトである」

などの問題が起こることが想定されます。

そういった場合に、事務管理者による運用の徹底など、
ケースに応じて対策を検討しなければなりません。

マイナンバーの取り扱いについて、これを手作業で実施する
際には、リスクを極小化し、事務の原則的な流れを確立しな
ければなりません。

また、社内システムなどの独立サーバで管理する場合は、重
要な個人情報であるマイナンバーを、他のシステムから完全
に独立して管理することによってセキュリティを担保する必要
があります。



3 パートアルバイト、外国人の取り扱い

パート・アルバイトの扱いについては、マイナンバーの開始によって、マイナンバー取得事務も含めた管理体制の見直しをはじめ、これまで以上にコンプライアンスを考慮する必要が出てくることが予想されます。

「すぐに辞めてしまう」、
「保険に入りがらない」、
「必要書類を持ってこない」

など、予想される問題に対し、

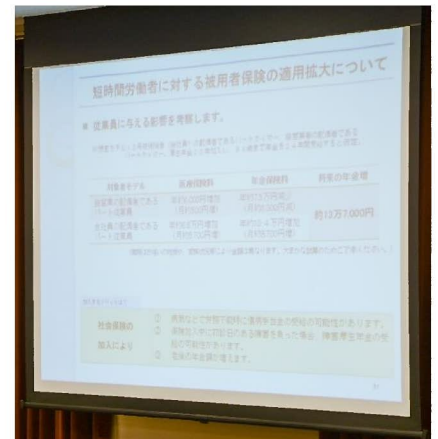
「求人や就業規則に明記する」

などの具体的な対処法を考えておく必要があります。

また、日本に中長期間在留する外国人にもマイナンバー制度の通知カードが送付されるため、外国人のマイナンバーの取り扱いも考える必要があります。

4 社会保険加入者の拡大に伴うマイナンバー管理

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について、社会保険制度における「働かない方が有利になるような仕組み」を除去することで、特に女性の就業意欲を促進し、短時間労働者に対する健康保険、厚生年金保険の適用拡大が実施されます。



社会保険の拡大に向けては、企業に様々な対応策、例えば、社内のパートタイマーが新しい要件に該当するかのチェックや、会社の総額人件費から、正社員、契約社員、パートアルバイト等の配分、役割を明確にするなどが求められます。



各企業にとって大きな変化が起こりうる新たな制度が始まるということもあって、講演の後に活発に質疑応答が行われるなど、参加者の関心の高さがうかがえる、とても有意義なセミナーになりました。